

氏

役 職 名

職務代理者

農地部会長

農政部会長

広報委員長

広報副委員長 飛 澤 良 男

長

13 会

12

1

8

5

11

2

3

4

7

9

10

▲臨時会では、遠藤町長から「震災からの復興、農業促進 のためにみなさんの活躍を期待します|と挨拶されました

名

菊地栄助

滝田正臣

根本廣嗣

鈴木三代治

仲沼義春

大河原悟朗

根本正孝

小貫兄夫

添田孝夫

吉田栄作

柳沼廣光

実

部会

農地

農政

農政 広報

農政

農政 広報

農地

農地

農政 広報

農地 広報

担当地区

久来石1、2

鏡田1、2

高久田1、2

豊郷1、2、3、

俵井

仁井田、鏡石、

牛池

笠石2、3

久来石3、4

笠石南町 堀 米

成田2、3、4

笠石1

成田5、6

成田1、北原

深内、蒲之沢

選出区分

議会推薦

一般選挙

一般選挙

一般選挙

一般選挙

一般選挙

土地改良区

推薦

農協推薦

共済推薦

一般選挙

一般選挙

一般選挙

農業委員13名が決定

任期:平成23年7月20日から 平成26年7月19日まで

会のことで、農地の利用関係	市町村に設置される行政委員	等に関する法律」に基づき各	農業委員は、「農業委員会	室で行れれました
間となっ	平成26年	任期は平	各委員	とカ対気

して

て打ち出した、農業な四が農業振興政策の立

戸

され、無投票なりの一般選挙がなって、 委員会臨時会が7月 委員も決定し、 験者として推薦さ 当選され その 無投票で8名 いれました。
「いら町役場第一 ました。 町議会など学識経 \mathcal{O} 第 1 5日に告示 日期満了に伴 ħ た5名の 町農業 H

の指導、

0)

選出されたほか、議席番号の理者に滝田正臣さん(鏡田)が助さん(久来石)、会長職務代 指定や所属部会と担当地区な 臨時会では、 る役所 定されました。 成23年7月20 - 月19日ま 19日までの3年 左表の通 会長に菊地栄 の建議ある って 日から りで、

での を行った農家に対 0

▲例年なら満々と水を湛える水路。次年

整や水田への転持するために、 向上と農業の多この制度は、 度の います。 農業振興に効果 所得補償制度。 本格運用が始ま 転作 多面 **多面的機能を維食糧自給率の** 水稲の 今 が期待され 年度から どこれ と生産調 0) 生産 定 ま 7 制 \mathcal{O}

ます。

きさを考慮

た、制度 勤労青· き個別 また、 てい 8 制度の 、ます。 72日(火)か Ψ請があっ の申請受付には、3 ら 4 Ē れ

が破断され、町内のていた羽鳥用水パイ の制度の活 状況となり、 水田で稲の 破断され、町内の約8割の破断され、町内の約8割の田で稲の作付けが出来ない別となり、多くの農家でこ況となり、国の助成の他さを考慮し、国の助成の他さを考慮し、国の助成の他は、経費の負担などを実施し、経費の負担などを実施し、 0) 多く 交付金を支払う制度です 今年は の水 田に水を供給 大震災によ ・プライ

農業者戸別 所得補償制度

○営農計画書提出者数 434名 (水稲面積配分者数624名) ◎生産調整面積 732.96ha (鏡石町水田台帳面積1064.67ha) ◎水田活用の所得補償交付金 (内制度申請者388名) ●対象面積 694ha 農業者個別所得補償制度対象者数

200名

○主な転作作物

地力増進作物(エン麦)、飼料作物 そば、大豆など

鏡石町議会議員一般選挙

投票日 9月4日(日)

≪投票できる方≫

間、国の特例により選挙期日される予定だった町議会議員される予定だっため、約半年 選挙ですが、3月11日の東日 選挙ですが、3月2日(日)に執行が 本来、4月24日(日)に執行

に実施されます。 任期満了に伴う鏡石町

日町 議会 **田**

●平成3年9月5日までに生まれた方 で、平成23年5月30日までに転入の 届出をし、引き続き鏡石町に住所を有 している方。

≪投票できない方≫

- ●成年被後見人
- ●公民権停止者

として執行される予定だっ

が延期されまし

≪期日前投票≫

投票日当日に事情があって、投票所 へ来れない方のために、期日前でも投 票できる制度です。次の通り期日前投 票を行いますので、ご利用ください。

期 間 平成23年8月31日(水)~ 9月3日(土)

時間 午前8時30分~午後8時

投票所 町役場第2会議室(1階東側)

今回の選挙は、議会改革により、定数が14名から12名に変更されてから最初の選挙となります。皆さんから選ばれた議員には、住民の意思を反映させ、皆さんの暮らしと権明させ、皆さんの暮らしと権のの審議・議決などをはじ

選挙管理委員会 **23** 62

です。棄権しないどの重要な役割がどの重要な役割が で投票し ク なっまれまれます。 ま票か

≪不在者投票制度≫

次のような事情があり、期間中に投 票所へ来ることが出来ない方が、指定 の場所で投票できる制度です。

●病院等の施設に入院されている方

事前に施設の担当者へ投票をする旨を 相談の上、施設を通して投票できます。

●長期出張などで期間中、投票所へ来 ることが難しい方

現在、在住する市町村の選挙管理委 員会へ不在者投票をする事を伝え、所 定の方法で投票して下さい。

●体が不自由な方

身体障がい者手帳が一定以上の方や 要介護度5の方は、郵便により不在者 投票ができます。事前に登録が必要で すので、希望される方はお早めに選挙 管理委員会へお問い合わせください。

≪投票所≫

	投 票 所	土に対象となる地区
第1投票所	勤労青少年ホーム (中央59)	1区、2区、 3区、4区
第2投票所	笠石防災センター (中町380)	笠石区、 さかい区
第3投票所	久来石転作センター (久来石281-10)	久来石区
第4投票所	鏡田転作センター (鏡沼62)	鏡田区
第5投票所	成田保健センター (成田343)	成田区
第6投票所	豊郷構造改善センター (羽鳥154)	豊郷区
第7投票所	仁井田多目的集会所 (岡ノ内229-9)	仁井田区
第8投票所	旭町コミュニティセンター (旭町440-9)	旭町区
第9投票所	高久田多目的集会所 (高久田107)	高久田区

KAGAMIISHI

産業課

7